

## 第4章 福祉用具専門相談員指定講習会の 現状・課題

## 第4章 福祉用具専門相談員指定講習会の現状・課題

これまでの調査結果を受けて、福祉用具専門相談員指定講習会の現状・課題を以下にまとめる。

### 1. 福祉用具専門相談員指定講習会の実施に関する現状・課題

#### (1) 指定講習会の実施

指定講習会の実施について現状をみると、大半の指定講習会において定員を下回る受講生しか集まらず、年々受講生が減少している傾向にある。

受講生が減少していることの是非は別として、指定講習会の実施（日時や場所）に関しての認知度が低いこと、そのため地域によっては受講生が少なく指定講習会が実施されないため受講機会が失われていること等が課題となっている。

##### 【アンケート調査結果から】

- ・ 受講生が集まらない（受講生が集まらないことで年1回程度講習会が中止されている）

##### 【ヒアリング調査結果から】

- ・ 定員を大幅に下回る受講生しか集まらず、受講生は減少していると認識。
- ・ ここ数年受講生が集まらず厳しい状況が続いている。その他講習会の黒字で赤字を埋めている状況。

##### 【委員会意見などから】

- ・ 一番簡単なのは、どこか1カ所にアクセスすれば見えるような仕組みがあればいい
- ・ どんな講習会があるかが一元的に見える仕組みが最低限必要である

## (2) 指定講習会の講義・演習

指定講習会の講義・演習を実施する体制／方針については、指定講習会を実施する事業所ごとにばらつきがある。特に講義・演習の人数に差がある。講義については座学中心であり、その体制／方針の違いによる影響はあまり生じないが、演習に関しては、実習の人数、体制、方法等の違いでその理解度に影響を及ぼしかねないという課題も指摘される。

### 【アンケート調査結果から】

- ・ 講義は31人以上、演習は10人以下としている事業所が多いが、ばらつきがある
- ・ 講義/演習内容や進め方は事前に打ち合わせるが、講師の権限・発言力も大きい

### 【ヒアリング調査結果から】

- ・ 演習を実施する際は100名を5グループ程度に分けて実施（東京都）
- ・ 演習は50人未満で実施。代表者が前に出て福祉用具を触る形式（北海道）
- ・ 講師に対する講義マニュアルを作成（大阪府）
- ・ 受講者のレベルに合わせて適宜内容を調整しながら実施（北海道）

### 【委員会意見などから】

- ・ 実習の進め方はできるだけ統一して画一的に実施してもらいたい
- ・ 最低限のポイントや学習目標をガイドライン的に立てることが1つの手である

指定講習会の講義・演習内容、テスト等の実施について、(社)シルバーサービス振興会のテキストを使う事業所が大多数を占める一方で、講義ごとのレジメを講師が作成、その内容は講師の裁量となっている場合が多く、第三者的なチェック機能はあまり働いていない現状にある。また、テスト等については実施していない事業所が大多数となっているなかで、独自に確認テストやレポート提出を行っているところもある。

### 【アンケート調査結果から】

- ・ 資料等については事前に確認するが、講師の権限も大きい
- ・ テストや確認試験等の必要性を感じている事業所が大多数

### 【ヒアリング調査結果から】

- ・ 講義用テキスト（レジメ）は講師が作るが、内容をアドバイザーが確認（東京都）
- ・ 受講生の属性を講師に伝えたいので講師に教材作成を依頼。講座の開催ごとに部分的に変更（北海道）
- ・ 演習・講義後に効果測定を実施。講義・演習の確認テストとしての位置づけ（石川県）
- ・ 科目ごとに受講生に1枚程度のレポートの提出を求める（秋田県）

### 【委員会意見から】

- ・ 講師の特性を生かした形の講習はまた別にして、基本的な流れはある程度統一していった方がいい
- ・ 試験を40時間/50時間の終わりにやるような形の指定要件もありうる

### (3) 指定講習会の講師

指定講習会の講師・講師確保については、講師の質・レベルには差があり、質・レベルの高い講師は一部に偏り、業績が短く、人脈をもたない場合には十分な人材を確保しにくいという現状にある。また、他との比較ができないので、講師の質・レベルの相対評価がしづらい。

一方で、現座経験等が豊富で高い知見をもっている、教え方の是非（分かりやすさ）というもう一つの基準がある。

#### 【アンケート調査結果から】

- ・ レベルの高い講師の確保が難しい
- ・ 講師の質・レベルには差がある
- ・ 講師の養成に関連する取組みはあまり行われていない

#### 【ヒアリング調査結果等から】

- ・ 講師へのコンタクトは過去からの付き合いが多い（全体傾向）
- ・ 講師の資格要件にはかなりのばらつきが見られる（全体傾向）
- ・ 講師の基準として判断しにくい部分も多い（岡山県、沖縄県）

#### 【委員会意見などから】

- ・ 保有資格だけで講師が行う講習の内容の質が高いことになるかというところは疑問
- ・ 講師の判断基準として判断しづらいものが出てきている
- ・ 業績を審査する際の基準が不明。審査過程の厳格化（試験の導入）等もありえる

### (4) 指定講習会の施設・福祉用具

指定講習会で使用する施設・福祉用具については、車いすや特殊寝台等の基本的なものを除きその品揃えにばらつきが生じているという現状にある。また、介護実習・普及センターなどの公的施設を使えるか使えないかで使用できる福祉用具に大きな差が生じている。

#### 【アンケート調査結果から】

- ・ 新しい福祉用具の調達に問題がある
- ・ 演習における福祉用具の使用については車いすや特殊寝台等の基本的なものを除きその品揃えに差が生じている

#### 【ヒアリング調査結果から】

- ・ 一部の指定講習会実施事業者には、都道府県内で福祉用具がどこにあるか等の情報を十分に得ていない事業者も見受けられた（一部事業者へのヒアリング結果）
- ・ 介護実習・普及センターなどの公的施設を使えるか使えないかで使用できる福祉用具に大きな差が生じる（愛知県）

#### 【委員会意見などから】

- ・ 福祉用具の実習での利用は、実習で大体こういうことをやりなさいということが決まれば、自動的に決まる

## 2. その他方向性の検討

### ① 福祉用具専門相談員の見なし要件

#### 【アンケート調査結果から】

- ・ 特になし

#### 【ヒアリング調査結果から】

- ・ 福祉用具専門相談員としての業務を示すことができなくなるためみなし認定は認めないほうがいいのではないか（神奈川県）
- ・ ヘルパー2級の見なし資格となっていることによる影響力が大きい（大阪府）

#### 【委員会意見から】

- ・ 専門性の高い人たちが福祉用具に関する事業をやるべき

### ② その他、福祉用具専門相談員の状況把握等

#### 【ヒアリング調査結果から】

- ・ どれくらいの福祉用具専門相談員がどのくらい県内にいるのかが不明（岡山県）
- ・ 事業者や利用者からの問い合わせがあった際の対応が困難（岡山県）